



東京都和裁技能士会会則

東京都和裁技能士会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、東京都和裁技能士会と称する。

第2条（事務所）

- 1 本会は、主たる事務所を東京都におく。
- 2 本会は理事会の議決を得て、必要な地区に支部を置くことができる。

第3条（目的）

本会は、和服縫製に従事する和裁技能者により、伝承技能の保存及び育成に寄与することともに技能向上と会員相互の情報交流を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前項の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 伝承技能と技術向上に関する研修会及び講習会の開催
- 2 和裁に関する情報の提供
- 3 国家検定に対する協力
- 4 国及び業界が行う各種行事への参加、協力
- 5 会員名簿の作成、発行
- 6 研修旅行と見学会の開催
- 7 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条（会員の資格）

- 1 本会の会員は、厚生労働省が実施する国家検定の資格取得者をもって構成する。
- 2 本会の会員には、正会員及び賛助会員を持って構成する。
- 3 正会員は、国家検定1級及び2級、3級に合格した者とする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛同する第5条3項以外の者とする。

第6条（入会）

- 1 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要書類を添えて提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 手続きに必要な書類には、国家検定合格書の写しを必ず添付する。

第7条（入会金及び会費）

- 1 会員は、別に定める入会金及び会費を毎年所定の納期までに納入しなければならない。
- 2 徴収した会費及び他の拠出金は、会を退会した場合においても返還しない。

第8条（退会）

- 1 会員が退会希望のときは、退会届を会長に提出しなければならない。
- 2 会員が次の各号に該当するときは、退会したとみなす。
 - 1、死亡または失踪宣言を受けたとき
 - 2、会費を納入せずに、督促後なお会費を1年以上滞納したとき

第9条（除名）

- 1 会員が次の各号に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、これを除名する事ができる。
 - 1、本会の会則に違反したとき
 - 2、本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、会長に除名届けを提出し承認を得なければならない。

第3章 役員及び顧問

第11条（種類と定数）

本会に次の役を置く。

会長	1名
副会長	4名以内
専務理事	1名
理事	若干名
監事	3名以内

また、場合によって総務理事、常務理事を置くことができる。

※専務理事の下に事務局を置き、専門部を設けることができる

第12条（選任）

- 1 理事及び監事は総会に置いて会員の中から選出する。
- 2 総会が招集されるまでの間において、理事または監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定に関わらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。
- 3 会長及び副会長、専務理事、総務理事、常務理事、監事は理事の互選によって選出する。
- 4 理事と監事は相互に兼ねることはできない。

第13条（役員の職務）

- 1 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 専務理事及び総務理事、常務理事は、会長、副会長を補佐し業務を総括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会則に定められた会務を執行する。
- 5 監事は、本会の経理の状況を監査する。

第14条（任期）

- 1 役員の任期は、二年とし再任を妨げない。
- 2 第12条2により選任された役員の任期は前項の規定に関わらず、前任者役員の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行するものとする。

第15条（顧問及び相談役及び名誉会員）

- 1 本会に顧問及び相談役及び名誉会員を置くことができる。
- 2 顧問は、会長経験者または本会に功労のあった者の内から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、他団体及び本会に功労のあった者の内から、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 4 名誉会員は、本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

第4章 会議

第16条（種別）

- 1 本会の会議は、総会及び理事会とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 理事会は、理事をもって構成し、会長が招集する。

第17条（機能）

- 1 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。
- 2 理事会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - 1、総会の議決事項の執行に関すること
 - 2、総会に付議するべき事項
 - 3、その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第18条（開催）

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - 1、理事会が必要と認めたとき
 - 2、会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

第19条（議長の選出）

総会及び理事会の議長は、その会において出席会員のうちから選任する。

第20条（定足数）

総会及び理事会は、構成の2分の1（委任状含む）の出席をもって成立する。

第21条（議決）

総会及び理事会の議決は、出席構成員の過半数の同意をもってこれを決し、可決同数の場合は議長の決するところとする。

第5章 資産及び会計

第22条（資産の構成）

本会の資産は、会費及び入会金、その他の収入をもってこれに当てる。

第23条（事業年度）

本会事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条（会計）

本会の運営に必要な経費は、資産によって賄うがその収支決算及び財務諸表は総会の議決を得なければならない。

第6章 付則

第26条（会費）

本会の会費及び入会金は、次の通りとする。

- 1、入会金 一律 2,000円
- 2、会費（正会員）月額 500円（年額6,000円）
- 3、賛助会員 一口 10,000円（年額）

第27条（施行）

この会則は、平成9年10月28日より改定する。

この会則は、平成11年4月1日より改定する

この会則は、平成23年6月4日より改定する。